

入善町議会議員及び入善町長の選挙における 選挙運動の公費負担（選挙公営）の対象拡大について

【趣旨】

町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、公職選挙法が改正され、選挙運動の公費負担（選挙公営）の対象が市の選挙と同様のものに拡大されたことから、町では条例を定め、選挙公営の対象を拡大しました。

【概要】

1 公費負担の対象及び限度額

対象	限度額		
	単価の上限		数量の上限
選挙運動用 自動車	ハイヤー 方式	ハイヤー使用（1日1台）64,500円	5日分 ※無投票の場合は 1日分
	個別契約 方式	自動車の借入（1日1台）15,800円	
		運転手の雇用（1日1人）12,500円	
		燃料の供給（1日）7,560円	
選挙運動用 ビラ	7.51円	町議会議員選挙 ：1,600枚 町長選挙 ：5,000枚	
選挙運動用 ポスター	$\frac{310,500円 + 525.06円 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$ ※ 入善町：88ヶ所 ⇒ 4,054円	ポスター掲示場数 ⇒ 88枚	

※ 対象・限度額は、市の選挙と同様、公職選挙法施行令に定められた国政選挙に準ずる。

2 供託金没収者については、公費負担の対象外となる。

- ・町議会議員選挙 没収点（有効投票総数÷議員定数）×10分の1
- ・町長選挙 没収点 有効投票総数×10分の1

3 契約締結後に選挙管理委員会へ届出が必要、支払いは町から業者に直接行う。

【参考】 公職選挙法の一部を改正する法律の概要

公布：令和2年6月12日

施行：公布後6ヶ月経過後

(令和2年12月12日施行)

- 1 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大
- 2 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁（1,600枚）
- 3 町村議会議員選挙における供託金制度の導入（15万円）

区分	選挙公営の有無			供託金の有無	
	選挙運動用 自動車	選挙運動用 ポスター	選挙運動用 ビラ	供託金額 <small>（）は政令指定都市</small>	供託金 没収点
都道府県議会 議員選挙	○	○	○	60万円	(有効投票総数÷ その選挙区の議員 定数)×10分の1 未満
市議会 議員選挙	○	○	○	30万円 (50万円)	
町村議会 議員選挙	×	×	頒布不可	—	—
改正後	○	○	○	15万円	(有効投票総数÷ その選挙区の議 員定数)×10分の 1未満
都道府県 知事選挙	○	○	○	300万円	有効投票総数× 10分の1未満
市長選挙	○	○	○	100万円 (240万円)	
町村長選挙	×	×	×	50万円	
改正後	○	○	○		